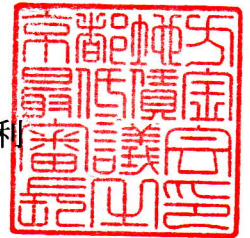




京 賃 審 発 第 8 号
平 成 29 年 8 月 7 日

京 都 労 働 局 長
高 井 吉 昭 殿

京都地方最低賃金審議会
会 長 佐 藤 卓 利



平成 29 年度 京都府最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、平成 29 年 7 月 14 日付け京労発基 0714 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)に配意しつつ慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、地域経済の中核として多くの生産財やサービスを提供し、多くの雇用を支えているのは、中小企業・小規模事業者であり、中小企業・小規模事業者が持続的な生産活動を行うことが、地域経済にとって不可欠である。

中小企業・小規模事業者は、最低賃金の改正に伴い大きな影響を受けており、事業の存続・発展のために総合的で抜本的な支援が必要なことについては、今年度は昨年度以上に強く求められているところである。

現在設けられている、事業場内最低賃金の大幅引き上げと生産性向上の設備投資などの業務改善計画を求める助成制度を中心とする最低賃金に関する支援策は、「総合的で抜本的な支援」というには極めて不十分である。

特に、サービス業をはじめとする労働集約型の産業分野にも生産性向上の設備投資などを求めるなど、最低賃金引き上げの対応に厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対する最低賃金に関連する助成制度としての目的を十分に果たせていない現状を改めるべきである。

さらに、最低賃金改正に併せて賃金の引き上げを実施するために支援を必要とする事業者が容易に活用でき、かつ、直接的な賃金引き上げにつながる新たな対策が是非とも必要である。

については、省庁の垣根を越えた、中小企業・小規模事業者の健全な発展に資するとともに、賃金引き上げができる環境整備を図ることが可能な、真に「直接的かつ総合的な抜本的支援策」を至急講じることを強く求めるものである。

京 都 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
京都府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 856 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり